事務所通信 Progress～進歩～

一期一会

2月号

2010年2月1日発行

三宅税理士事務所
㈲シーエムエス
倉敷市中島 2370 番地 14
TEL　086-466-1255
FAX　086-466-1288

第 33 号
発行担当者：山本武史

1月も終わり、今月2月16日から**確定申告**が始まります、**申告期限は3月15日**となっておりますので、確定申告が必要な方はお早めにご準備をお願い致します。

さて、昨年から鳩山政権の変わり、初めての税制改正となります、平成21年12月22日に閣議決定された平成22年度税制改正大綱の中で主なものを今月のテーマとして取り上げてみました

今月のテーマ：平成22年度税制改正大綱

1．個人所得課税

(1)扶養控除の見直し（平成23年分以降）

子ども手当及び高校無償化に合わせて扶養控除の見直しが図られます。

・年少扶養親族(16歳未満の扶養親族)の扶養控除は廃止

・特定扶養親族(16歳以上23歳未満の扶養親族)のうち16歳以上19歳未満は控除の上乗せ(25万円)を廃止し、扶養控除の38万円とする。

＜図で表しますと次のようになります。(　)内は住民税における控除＞ の部分が今回の改正により廃止されます。

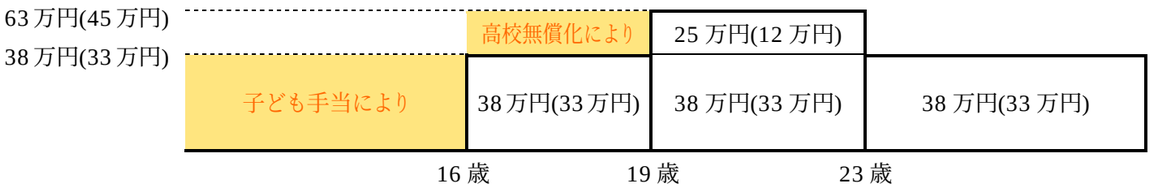

また、今回の子ども手当及び高校無償化について得られる経済的利益については所得税を課さない事になります。

(2)生命保険料控除の改組（平成24年分以後）

現在、生命保険においては一般及び個人年金の2種類の保険料控除がありますが、この度介護医療保険を加えた3種類の保険料についてその計算及び限度額を変更し控除する事になります。

保険の種類	現在	改正後
一般生命保険	上限5万円(3.5万円)	上限4万円(2.8万円)
個人年金保険	上限5万円(3.5万円)	上限4万円(2.8万円)
介護医療保険		上限4万円(2.8万円)
合計	上限10万円(7万円)	上限12万円(7万円)

平成24年1月1日以後に締結した保険契約から改正後が適用されます、それ以前に締結された保険契約については、従前の控除額が適用されますが、新・旧契約合わせて判定する場合の上限は改正後の金額となります。

(3)平成13年9月30日以前に取得した上場株式等の取得費の特例

平成22年12月31日をもって廃止とする。

取得価格が不明又は特例による取得価格の方が高い場合は、買換えを検討した方が良い場合がありますので、現在保有している株式について一度確認される事をおすすめします。

2．法人課税

(1)特殊支配同族会社における業務主宰役員給与の損金不算入制度

平成22年4月1日以降に終了する事業年度から廃止。ただし平成23年度税制改正で、「二重控除」の問題を解消する為の新たな措置を講じる予定です。

(2)中小企業者等の少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例を2年延長(所得税も同様)

取得価格が30万円未満の資産について、年間合計300万円まではその期(年)の損金(経費)にしていた制度について2年間延長されました。（対象は青色申告者に限ります）

3．資産課税

(1)住宅取得等資金の贈与

直系尊属(自分の父母・祖父母等で配偶者の父母等は対象となりません)から住宅取得等資金の贈与の非課税限度額(現行500万円)を次のように引上げます。

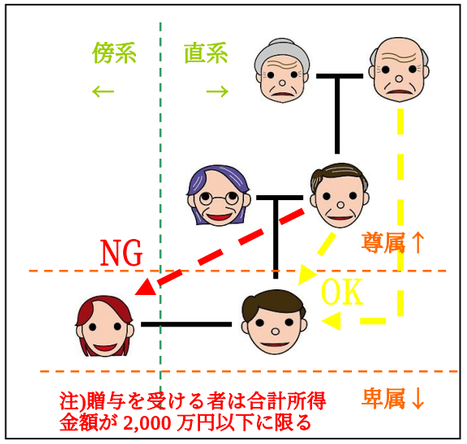

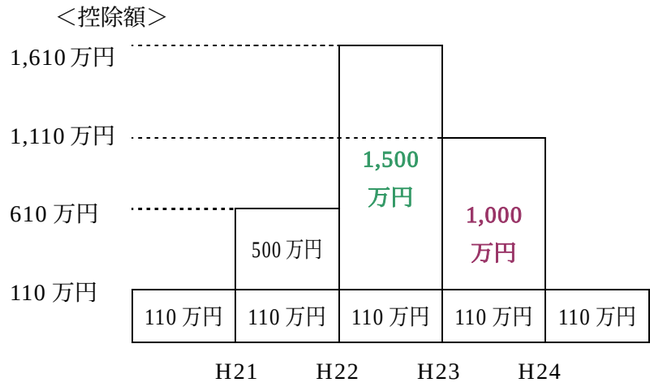

平成22年中に住宅取得資金の贈与を受けた者　1,500万円

平成23年中に住宅取得資金の贈与を受けた者　1,000万円

基礎控除の110万円も利用できますので、最大1,610万円の住宅取得資金の贈与は非課税となります。

現段階では、大綱ですので決定ではありませんが、例年ほぼ大綱に沿った改正がなされますのでご参考にして下さい。

（最終決定は、例年ですと3月末頃です）

＜経営計画発表会＞

1月18日(月)に、我が社の第20期経営計画発表会を開催させて頂きました。それぞれが目標を発表し、それを達成する決意を致しました。

＜新年会＞

経営計画発表会当日の夕方に新年会を開催させていただきました。今年は、鳥越が幹事を行い、「元氣食彩 たから家」さんで食事を、今年は2次会として、「サンフラワーボウル」でボウリングを行いました。チーム戦と個人戦を行い、チーム戦では「秋山･山本･鳥越」チームが、個人戦では「秋山」が優勝しました。

詳しい様子は HP (http://www.cms-miyake.info/)のスタッフブログに載せていますのでご覧下さい。

＜2月のカレンダー＞

1	月	*贈与税申告受付開始
4	木	*利益計画書作成セミナー：将軍の日
10	水	*源泉所得税（1月分）の納付期限
16	火	*所得税確定申告受付開始
28	日	*12月決算法人の確定申告・納付期限 *1月分の社会保険料の納付期限 *6月決算法人の中間申告・納付期限 *消費税（4期）の納付期限（年額400万円超の3月･9月決算法人）

※月末が日曜日の為、提出･納付期限は3月1日(月)となります

＜将軍の日＞

毎月開催、将軍の日の日程は次の通りとなっております。2月16日～3月15日は確定申告の時期となる為、誠に勝手ながら、2月は早めに開催させて頂きましたが、3月からは下記の日程で行いますのでどうぞご参加下さい。

開催日	対象者	申込期限
3月18日(木)	1･2･3･4月決算法人様及び個人様	3月15日(月)
4月15日(木)	2･3･4･5月決算法人様	4月12日(月)
5月20日(木)	3･4･5･6月決算法人様	5月17日(月)